

18歳選挙権導入期における主権者教育の試行的実践事例

—— 高等専門学校の選挙権取得年齢層を対象として ——

濱井潤也* 佐伯徳哉* 小川清次** 鹿毛敏夫***
高橋祥吾**** 手代木陽***** 平野淳一***** 芥川祐征*****

Case study of sovereignty education on lowering the age of voting rights

—— Targeting college students who have already got the right to vote or not yet ——

Junya HAMAI* Noriya SAEKI* Seiji OGAWA** Toshio KAGE*** Shogo TAKAHASHI****
Yo TESHIROGI***** Junichi HIRANO***** Masayuki AKUTAGAWA*****

This paper aims to provide a teaching practice plan which is a reference on how to develop a new curriculum for future sovereignty education.

The public office election law was revised in 2015 June, and all Japanese students more than 18 years old acquired the right to vote. For that reason, we have to prepare for a new sovereignty education to students in their late teens in a hurry.

As for the above, although “political education and sovereignty education” in high schools has been discussed sometimes in Japan until now, these could give the current curriculum of social studies in Japanese high schools a little influence. Because when students acquire the right to vote on that revised law, that is 18 years old, Japanese high school students have to study hard for entrance exam to university, and high school teachers don't have enough time for sovereignty education. Therefore, we have been developing new interdisciplinary curriculums for sovereignty education.

1. 本実践の社会的背景

2015（平成 27）年、公職選挙法等の改正により、選挙権の取得年齢が 18 歳に引下げられた。それにもない、2016（平成 28）年 7 月 10 日の第 24 回参議院議員通常選挙や、2017（平成 29）年 10 月 22 日の第 48 回衆議院議員総選挙においては、18 歳・19 歳の若年層も新たに投票できるようになった。このような動きの中で、若年層の選挙に関する知識の有無や、投票行動に関する能力のあり方が問われるようになった。

そこで、政府の教育課程政策として、高等学校学習指導要領が改訂され、2022（平成 34）年度から主権者教育が実施されることとなった。すなわち、高等学校の教育課程において必修科目「公共」が新設され、他の既存の科目との連携によって主権者教育を行うことが求められている。その場合、「主体的・対話的で

深い学習」としてアクティブ・ラーニングの手法を導入することが、学習効果を高めるために有効であるとされ、各学校に期待されている。

ところが、上記の主権者教育を高等学校で実施する場合には、いくつかの課題が想定される。すなわち、これまでに高等学校の教育内容・方法については大学入試制度の制約を大きく受けてきたことである。特に、いわゆる「進学校」と呼ばれる学校群を中心として、地歴公民科は受験準備学習に傾倒してきたことは周知の事実である。

また、主権者教育を実施する場合の具体的な学習内容や方法、評価する場合の基準と方法について確定されていない。現時点では、総務省と文部科学省によって、副教材『私たちが拓く日本の未来：有権者として求められる力を身に付けるために』が作成、配布されているのみである。

平成 30 年 10 月 1 日受付 (Received October 1, 2018)

* 新居浜工業高等専門学校一般教養科 (Faculty of General Education, National Institute of Technology, Niihama College, 792-8580, Japan)

** 大阪府立大学工業高等専門学校総合工学システム学科一般科目文系 (Liberal Arts, Osaka Prefecture University College of Technology, 572-0017, Japan)

*** 名古屋学院大学国際文化学部 (Faculty of Intercultural Studies, Nagoya Gakuin University, 456-8612, Japan)

**** 徳山工業高等専門学校一般科目 (Liberal Arts Division, National Institute of Technology, Tokuyama College, 745-8585, Japan)

***** 神戸市立工業高等専門学校一般科 (Faculty of General Education, Kobe City College of Technology, 651-2194, Japan)

***** 甲南大学法学部 (Faculty of Law, Konan University, 658-0072, Japan)

***** 岐阜大学大学院教育学研究科 (Graduate school of education, Gifu University, 501-1193, Japan)

2. 本実践の意義と方法

このように、高等学校では新規に主権者教育を実施する場合には、制度的制約や教育内容・方法的制約を受けることが懸念される。また、次期学習指導要領については、すべての教科・科目で学習内容や単元構成・単位数が大幅に改訂されることから、主権者教育のみに特化した授業改善やカリキュラム開発は困難である。このことについて、実験校や大学教育学部附属学校であっても、主権者教育のカリキュラムを試行的に開発し、継続的に授業を実施・改善していくための教育的な環境や条件が十分に整っているとは言いがたい。

そのため、本授業実践においては、5年ないしは7年間の一貫教育を行う高等専門学校（以下「高専」と略記）を対象として主権者教育を試行的に実施した。というのも、高専で主権者教育を行う場合、上記のような制約だけでなく、学習指導要領による法的拘束力を受けない。そのため、選挙権取得学年に移行する17歳・18歳の学生だけでなく、選挙権取得後の19歳・20歳の学生に対しても一貫した主権者教育が実施できるものと考えられる。すなわち、若年層に対する課題として指摘されてきた選挙に関する知識や、投票行動に関する能力を涵養するための教育環境・条件が整っている点で、高専は主権者教育の試行的実践に適した学校種であると言える。

本授業実践では、各高専（新居浜高専・徳山高専・大阪府大高専・神戸市立高専）において人文・社会科学系の一般教養科目を担当する教員と、高専での教育歴を有する大学教員（名古屋学院大学・甲南大学・岐阜大学）が授業を実施した。その場合、主権者教育の視点から授業を計画（Plan）し、選挙権取得学年層を対象として実施（Do）し、教員が相互に授業観察し、そこでの批判的検討の結果を次回の授業に反映させて改善（See）した。

特に、年度ごとに「高専社会系教員集中公開授業研究会」を開催し、各授業担当者が領域融合的・分野横断的に連携して、主権者教育に関する授業内容・方法について省察し、改善につなげてきた^①。この取組みについては、従来の初等・中等教育で蓄積されてきた教科教育学・教育方法学における「授業研究」とは異なり、高等教育機関における各教員の研究領域・分野の専門性に依拠している点で独自性を有する。すなわち、人文・社会科学における各学問領域・分野の知見を活用し、専門的な主権者教育を計画・実施し、複数領域・分野の立場を総合して批判的に検討を加え、改善していくという点においてより高度な主権者教育カリキュラムの開発に寄与することが期待される。

なお、本授業実践については、次の枠組みを用いて授業実践を分析した。第一に、学習単元の概要として、授業の内容と目標を示す。第二に、授業を実施する場合の前提として、学生の状況および教材と指導方法の位置づけを示す。第三に、各授業の具体的な指導・評価計画として、主権者教育としての意図を示す。第四に、上記の試行的授業実践を通じた省察として、成果と課題を示す。各授業の展開過程については表中に示したが、そこで使用した教材・参考資料等については紙幅の都合により省略した。なお、以下の章における各授業実践の区分については、文部科学省の示す学問分類による^②。

3. 法学の知見を活用した実践事例

本授業実践では、2018（平成30）年2月1日に、徳山高専の土木建築工学科3年生40名（男性23名・女性17名）を対象として、一般科目「哲学」（2単位）における「日本国憲法」の単元のうち、「憲法改正についての他者（憲法学や法哲学等の専門家）の主張を分析する」というテーマで実施した（表1参照）。

この授業の目標として、①日本国憲法改正について自らの意見をもつこと、②専門家の文章を読んで文章の要点を分析することができること、③分析した内容を他者に伝えることができることを設定した。それは、2017（平成29）年12月20日に自民党憲法改正推進本部が「憲法改正に関する論点取りまとめ」として「改憲4項目」を掲げたことから^③、主権者としての学生が日本国憲法に関する意見をもつことは必須であり、改正案を検討する能力の涵養が必要であると考えたからである。憲法改正案として発議される可能性のある自民党憲法改正草案を素材として、憲法改正に関する学生の意見形成を目的とした。

対象となる学生については、文章読解に習熟しているものの、専門的な文章を分析することには課題がみられた。そのため、本授業において活用する日本国憲法の自民党憲法改正案については、事前に通読した上で授業に参加するよう促した。

授業については、すでに自民党憲法改正草案と現行憲法の対照表で変更点を確認しており、それをもとに学生の興味・関心に関する質問紙調査を実施し、集計結果をもとに資料（例えば、新書等の複写物を10頁以上）を選定した。ただし、政治的中立性に配慮する必要があることから、論点ごとに専門家の賛成意見と反対意見の両方を用意した。そして、それぞれの意見を相互に発表し、適切に文章を分析できるよう促した。最終的に、レポートとして意見を記述させ、主張の明確さ、根拠の妥当性という観点から評価した。

以上のことから、法学の知見を活用した憲法改正案の検討に関する授業については、学生が専門的な文章を分析できるようになるためには、ジグソー法^④が有効であることが分かった。しかし、資料分析に時間がかかってしまい、内容の批判的検討については、班ごとの達成度に差がみられた。

（高橋 祥吾）

4. 国際関係論の知見を活用した実践事例

本授業実践については、2017（平成29）年12月18日から21日にかけて、神戸市立高専の2年全学科238名（男性206名・女性32名）を対象として、一般教養科目「倫理」（2単位）における「現代の諸課題と倫理」の単元のうち、「グローバル化と国際支援」というテーマで実施した（表2参照）。

この授業の目標として、①グローバル化と国際支援の問題を正しく理解できること、②難民問題について自分の意見を矛盾なく展開できることを設定した。それは、地球規模で起こっている政治的・社会的な諸課題について理解し、国際社会の一員としての日本人という立場から、自ら思考し判断する能力の涵養が必要であると考えたからである。

対象となる学生については、国際情勢や国内の政治の問題に対する関心が薄く、自らの意見を論理的に展開するための表現力に課題がみられた。そのため、本授業においては昨今の報道において特に注目を集めている難民問題を取上げ、学生の興味・関心を喚起する。また、高等学校の教科書やニュース検定公式テキストを適宜活用し、基本的な論点を整理しながら、レポート課題を通して自らの意見を論理的に展開できるよう促した。

以上のことから、国際関係論の知見を活用した難民問題に対する国際支援の検討に関する授業については、国際支援のあり方を国際的な視点から俯瞰した上で、難民問題に関するレポート課題の作成を求めたことによって、妥当性のある意見を論理的に展開する能力を養うことができた。しかし、難民問題の原因理解は不十分であり、明確に賛成・反対の立場をとる学生はあまりみられなかった。

(手代木 陽)

5. 政治学の知見を活用した実践事例

主権者教育の基盤をなす政治参加に関する内容については、異なる性質をもつ集団を対象として授業実践を展開した。すなわち、高専を対象とした主権者教育と、高大連携による主権者教育である。これは、高校・高専・大学を通して、より汎用可能性のある実践例の蓄積を目的としたためである。

5-1. 高等専門学校における実践事例

本授業実践については、2017（平成 29）年 9 月 13 日に、大阪府大高専の総合工学システム学科第二学年 40 名（男性 36 名・女性 4 名）を対象として、一般教養科目「現代社会」（2 単位）における「現代の民主政治と政治参加の意義」の単元のうち、「政治参加と民主政治の課題」というテーマで実施した（表 3 参照）。

この授業の目標として、①選挙制度に関する事前学習を通して民主政治の意義を考察すること、②18 歳選挙権について主権者としての自覚を促すこと、③投票に際して考えるべき事項を理解することを設定した。それは、授業実施の時点において、一年後に迫った衆議院議員総選挙における主要な争点（消費税増税等）に関する理解を促すとともに、この争点について自らの主張を明確にすることが必要であると考えたからである。すなわち、本授業を通して学生が実際の衆議院議員総選挙において選挙権を適切に行使できるよう、自律的な投票能力を涵養するための授業である。

対象となる学生については、新聞・ニュース等のマス・メディアが提供する政治的情報に接する機会がほとんどなく、社会的な問題に対する関心が薄い。そのため、本授業においては、政党政治の概要、選挙と国民主権の関係性、日本の選挙制度の特徴、世論の形成過程について基礎的な理解を重視した。

以上のことから、政治学の知見を活用した政治参加と民主政治に関する授業については、基礎的な知識の理解を重視したことによって、学生は妥当性のある根拠をもとに主張を構築し、的確に表現できた。しかし、学生が主張を構築する際に必要となる選挙制度に関する背景知識は、教科書や配布資料の記述に依拠

しており、より妥当性のある主張を展開するためには追加的な文献・資料を提示する必要があった。

(小川 清次)

5-2. 高大連携による実践事例

本授業実践については、2017（平成 29）年 9 月 25 日に、甲南高校の 3 年生 48 名を対象として、神戸新聞社と甲南大学の共同による高大連携授業として、「18 歳選挙権と若者の政治参加」というテーマで実施した（表 4 参照）。

この授業の目標として、①18 歳選挙権の導入背景と選挙の重要性について理解すること、②政治参加を行う上で重要な情報伝達媒体となるマス・メディアの特性やメディア・リテラシー^④の重要性について理解することを設定した。それは、18 歳選挙権の制度導入の主たる目的が若年層の意見を政治に反映させる点にあることから、身近な生活課題を用いて政治や選挙の重要性について理解させることが必要であると考えたからである。また、政治参加の過程において一般的な情報伝達媒体とされるマス・メディアの特性について、長所と短所を説明し、マス・メディアの提供する情報に対して批判的に検討することができる判断力の涵養が必要であると考えたからである。

対象となる学生については、主として都市部に居住しており、政治に強い興味・関心をもつ生徒もみられる。そこで、本授業においては、学生の政治的バイアスを低減し、メディア・リテラシーを高めるために、地方新聞社との連携により授業実践を展開した。その場合、授業内容の分担については、18 歳選挙権導入の背景や選挙制度の社会的意義については大学教員が担当し、マス・メディアの特徴やメディア・リテラシーの重要性については新聞社記者が担当した。また、生徒の受講内容に対する理解や興味・関心の程度を確認するために、授業終了後に質疑応答の時間を設定した。

以上のことから、政治学の知見を活用した政治参加とメディア・リテラシーに関する授業については、18 歳選挙権導入の背景、選挙制度や政治参加の重要性、マス・メディアの特徴について、生徒に一定程度の理解を促すことができた。特に、大学教員と新聞社記者の連携により授業実践を行うことによって、生徒の興味・関心を高めることにつながり、授業終了後の質疑応答においても多くの生徒から質問が出された。しかし、高校教育は学習指導要領の法的拘束力を受けるだけでなく、教員に対しても政治的中立性が求められる。そのため、現実の政治的諸問題を教材として扱うことによって生徒の興味・関心を喚起することはできるが、上記の法的制約から授業内容を精選しなければならない点で主権者教育の実施上の課題が浮彫りとなった。

(平野 淳一)

6. 歴史学の知見を活用した実践事例

主権者教育の基盤となる歴史的思考力の育成については、地域社会や日常生活との関係性が重要である。特に、自らが生活基盤をおく地域社会がどのような歴史的・文化的特性をもち、過去の先人たちのいかなる営みの上に現在の自身の生活が成り立つ

ているのかという視点は必須のものである。そのため、ここでは地域史と科学技術史に分けて授業実践を展開した。

6-1. 地域史に関する実践事例

本授業実践については、2006（平成18）年1月から2月にかけて、新居浜高専の3年生全学科を対象として、一般教養科目「歴史2」（2単位）において「地域社会の歴史と文化」というテーマで実施した（表5参照）。

この授業の目標として、①自ら立てた主題について個人および班活動を通して主体的に歴史を分析すること、②愛媛・瀬戸内地域の歴史を調査・研究し、その意義を日本の全体史の中に位置づけることを設定した。本授業のねらいは、教科書を使った原始・古代から近現代までの通史的な授業と並行して、学生自らが生まれ育った地域社会の歴史と文化へのフィールドワーク調査とその発表の活動を通して、歴史形成の主体が自らにあることを理解させることにある。すなわち、歴史を中央史と全体史と地域史のなかで相対的に考察することによって、主権者として社会を生き抜くための能力を涵養する⁹⁾。

対象となる学生については、自らが生まれ育った地域の歴史や文化について背景となる知識をすでに有しており、自己の経験とともに説明する能力も有する。しかし、これまで一方向的な講義による暗記中心の歴史学習に慣れており、歴史的・文化的な事象について自ら調べ、考察する能力は未成熟である。そのため、歴史の主体について、教科書に記述のみられる特別な人物に

よる営為としてのみとらえる傾向にあり、地域社会や民衆による歴史的営みの価値を見逃しがちである。こうした現状は、多くの高校においても共通してみられる課題である。

そこで、本授業実践では、地域の歴史や文化に関するフィールドワーク調査によって実社会の成立ちを考察するとともに、個人で調べた内容を班ごとに協議し、新聞記事としてまとめて口頭発表した（図1参照）。

以上のことから、歴史学の知見を活用した地域社会の歴史と文化に関する授業については、班ごとに現地調査を行い、まとめ、発表する一連の主体的な学習活動を通して、身近な歴史から多くを学んだ学生が散見された。とりわけ、授業の考察段階では「愛媛県の素晴らしい所を知ると、愛媛県に生まれて良かったと思える。何も無い様で本当は中身が詰まっている愛媛県を、これからの新しい世代に伝えていかねばならない」という意見や、「何か働き動く時、そこには“人”が必ず存在する。その“人”が新居浜に住む人であって、昔も今も、そしてこれからも新居浜を支えている」という表現もみられ、歴史学習を通して習得すべき健全な主権者意識の芽生えを読取ることができた。なお、このような学生の主体性を重視した授業方法では、フィールドワークや班活動が苦手な学生に対して、適切な学習支援が必要である。また、地域と個人を結びつける際には、学生の個人情報やプライバシーの保護に細心の注意を払う必要があることは言うまでもない。

（鹿毛 敏夫）



図1 フィールドワーク調査に基づいて作成・発表した地域新聞の一例

表4 政治学の知見を活用した主権者教育の学習指導案 (実施: 平野 淳一)

内訳	学生の学習内容	教員の指導	目標
導入 (20)	① 18歳選挙権とは何か ・ 18歳選挙権導入の背景・効果 ② なぜ政治が必要なのか: 政治とは何か、選挙がなぜ重要か	説明 (平野)	(1)
展開 (40)	③ 選挙での投票について ・ 何が投票の基準となり得るのか ・ 候補者や政党を選ぶ際、判断するための情報をどのように得るか ・ メディア・リテラシーの重要性: 選挙で新聞は何を伝えているか	説明 (平野) 説明 (西田)	(1) (2)
総括 (20)	④ 質疑応答 ・ 受講生から講義内容についての質問 ・ 政治的な知識が十分でない有権者の政治参加の是非 ・ 受講生における意見の違い、相互の見解を議論	質疑応答 (平野・西田)	(1) (2)

表5 歴史学の知見を活用した主権者教育の学習指導案 (実施: 鹿毛 敏夫)

内訳	学生の学習内容	教員の指導	目標
導入 (120)	① 本時の説明 主題学習「地域社会の歴史と文化」の趣旨・目的を理解する 班編成(4~5名)、役割分担等の決定 ② 図書館・持参資料による文献考察 ・ 図書館等で収集してきた文献資料の分析 ・ 現地調査の場所と目的の明確化 ・ 現地に行き行って初めてわかることを重点取材	困難な学生への配慮 具体的な指示	(1) (2)
展開 (120)	③ 個人および少人数でのフィールドワークの実施 ・ 授業時間外の休日等に実施 ・ 写真撮影等も含む ④ 現地調査資料の分析 ・ 収集した資料の分析 ・ 各班でまとめ方について議論 ・ 用紙レイアウトの確定 → 見出しのインパクトと読みやすさにこだわるよう指示 ⑤ 歴史新聞の作成 ・ 用紙に自分の記事を手書きで記入 ex) 本文、見出し、図、写真、執筆者名 ・ 口頭発表の手順の決定 ・ プレゼンテーションの練習	用紙を配布 完成原稿印刷	(1) (2) (1)
総括 (180)	⑥ 班別プレゼンテーション ・ 作成した新聞を全員に配布して説明(発表者) ex) 各班: 発表10分、質疑応答5分 ・ 他班の発表内容への質問・意見・感想 ⑦ 全体総括 ・ 自分の身近な地域社会に尊重すべき歴史や文化が埋もれていることに気づく ・ 地域社会に生きる一人ひとりの人間が歴史や文化の形成主体であることを認識する	質問・意見・感想の促進 記事・発表・質問等を総合的に評価	(1) (2)

表6 歴史学の知見を活用した主権者教育の学習指導案 (実施: 佐伯 徳哉)

内訳	学生の学習内容	教員の指導	目標
導入 (10)	① 本日の主題の提示: 「敗戦」(日本近代の挫折) ・ 写真「空襲直後、焼け跡の町」→ 身近な場所の被害であることに気づかせる	質問(場所)	(1)
展開 (70)	② 松山空襲の経過を知る ③ 空襲経験者の話(授業担当者聴取) ④ 四国・中国地方の空襲被害(特に死傷者)を知る ⑤ 軍事施設「呉軍港」の空襲と惨状(写真)を実感する ⑥ 文化財の被害「名古屋城炎上」(写真)を実感する ⑦ B29と焼夷弾などの兵器と技術(写真)を考える	スライド資料をもとに説明(技術に関する科学的知識も含む)	(1) (2)
総括 (10)	⑧ まとめ ・ 戦争と技術者の関係について考える ・ 「技術者である前に自らが市民としてどうあるべきか」考える → 歴史の因果関係を考えることの動機づけ		(2) (3)

6-2. 科学技術史に関する実践事例

本授業実践については、2017（平成29）年4月（合計10時間）に、新居浜高専の3年生全学科を対象として、一般教養科目「歴史2」（2単位）における「第二次大戦の終了とその結果」の単元のうち、「戦争と個人・技術者を考える」というテーマで実施した（表6参照）。

この授業の目標として、①70年前の第二次世界大戦敗戦が身近なものであることを実感すること、②敗戦に至った歴史的原因を主体的に考えること、③日本の挫折の背景にある近代史・近代化の課題に興味・関心をもちさせることを設定した。それは、社会の歴史的方向づけの結果としての敗戦を身近に感じることで、学生の今後の進路選択において、技術者として創造的活動に主体的に従事しようとする意識を啓発することが必要であると考えたからである。

対象となる学生については、戦争体験を直接的に語る人物が周囲におらず、敗戦の記憶が身近に伝承されていない。また、世界各地で起こっている紛争については、報道を通して情報を得ることができるものの、自らの身にも起こりうるという危機意識がきわめて希薄である。

そこで、本授業実践を通して、公正な社会の形成について考えるための端緒となるような歴史学習を展開する。すなわち、学生に身近な都市を対象として、第二次世界大戦末期における空襲に関する写真資料を提示し、戦争によって破壊された郷土の様子を印象づける。その場合、愛媛県内における松山空襲の体験者による伝承を紹介し、市民を無差別に攻撃・殺戮する戦争の悲惨さを理解させる。また、敗戦直後の呉軍港を対象として、破壊された夥しい艦船・軍事施設から敗戦国としての被害を実感させる。次に、破壊された艦船と米軍の爆撃機・焼夷弾などを提示し、技術者が戦時体制下の総力戦に動員・利用されていた現実気づかせる。

以上のことから、歴史学の知見を活用した第二次世界大戦の課題に関する授業については、身近な敗戦の現実に学生は驚いていた。特に、技術者が開発した道具によって破壊や殺戮が行われたことに改めて気づき、高専生としての当事者意識を喚起することができた。今後は、学生が戦争体験者の話を聴くことによって、本授業の学習効果をより高め、知識を定着させることにつながるものと考えている。

（佐伯 徳哉）

7. 社会学の知見を活用した実践事例

本授業実践については、2017（平成29）年の1年間で8時間にわたり、新居浜高専の5年生全学科42名（男性32名・女性10名）を対象として、一般教養科目「法学」（2単位）におけるグループワークとして実施した（表7参照）。

この授業の目標として、①現代日本社会にみられる法的な検討課題について理解していること、②当該テーマについて妥当性・信頼性のある主張を展開できること、③検討課題について多様な意見や利害を集約して改善策を案出できることを設定した。それは、主権者として欠かせない信頼性・妥当性のある主張を展

開する能力について、課題作業を通して涵養していくことが必要であると考えたからである。

対象となる学生については、自ら客観性のある資料を用い、妥当性・信頼性のある意見を構成するのが苦手であり、情報リテラシーが希薄でインターネット上の意見を取捨選択できない。また、法的な葛藤状況を地球規模で俯瞰的にとらえる視点がきわめて希薄である。そして、健全な批判を展開することはできるが、自ら改善案を導出するまでには至らない状況である。

各回の授業における具体的な議論の内容と方法については、次のとおりである。

第一に、「健康で文化的な最低限度の生活と世代格差」というテーマで議論した。これは、高齢化現象にともなう社会保障制度について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、福祉国家における社会保障制度のサービスと負担の関係性について再確認し、国際社会における日本の相対的貧困率や、日本における社会保障給付費と世代間格差・世代内格差に関するデータを提示した。

第二に、「裁判員制度の導入と死刑制度の存続・廃止」というテーマで議論した。これは、司法制度改革にともなう裁判員制度導入・死刑制度廃止論について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、日本の司法をめぐる裁判員制度導入や死刑制度廃止論について再確認し、同制度に関する賛成派・反対派の意見と社会調査の結果を提示した。

第三に、「新自由主義における規制行政の強化・緩和」というテーマで議論した。これは、新自由主義にともなう公共部門の民営化について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、戦後日本経済の成長過程とバブル崩壊後のデフレ・スパイラルについて再確認し、新自由主義に基づく規制緩和の利点・欠点や、公共部門の民営化にともなう構造改革の推移に関するデータを提示した。

第四に、「少年非行の厳罰化要求と体感治安の信頼性」というテーマで議論した。これは、少年犯罪に対する厳罰化要求の世論について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、日本における国親思想と少年法の理念について再確認し、少年犯罪に関する報道や世論調査の結果や、戦後日本における少年刑法犯の検挙人員数に関するデータを提示した。

第五に、「アクセス権保証と情報統制による社会秩序の維持」というテーマで議論した。これは、国民の「知る権利」と「表現の自由」「報道の自由」について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、国民の「知る権利」と「表現の自由」「報道の自由」の内実について再確認し、情報開示請求の手続きと国会における特定秘密情報の取扱い、日本のプライバシー保護に関する規制と国際的な位置づけを提示した。

第六に、「両性の本質的平等と労働における男女平等」というテーマで議論した。これは、国際化をめざす日本の男女共同参画について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、日本の性別格差（gender gap）について再確認し、日本の男女共同参画社会の実態や男女平等をめぐる社会制度上の課題について提示した。

これらの議論では、提示された資料やデータをもとに、学生が

関連する情報を調査・取捨選択し、社会の構成員として設定された各テーマに関する主張を展開し、他者との議論・批判的検討を通して、社会的な検討課題に対して現実的な改善策を案出した。

そして、学期末には上記のグループワークをもとに、次のとおり各班における改革案を作成した。

前期は、「日本国憲法の改正私案」を作成した。これは、近年の憲法改正問題について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、憲法の最高法規性と憲法改正のしくみや、日本国憲法における平和主義・基本的人権の尊重について説明した。次に、資料を取捨選択して自ら関連する情報を調べ、憲法改正に関する主張を展開し、他者との議論・批判的検討を通して、憲法改正に関する現実的な改善策を案出した。

後期は、「政党マニフェストの作成と法令・政策案」を作成した。これは、現代日本社会における重要な解決課題について建設的な改善策を提示することを目的としたものである。その場合、政府の主要政策分野について再確認し、資料やデータをもとに学生に関連する情報を調査・取捨選択させた。そして、マニフェストを作成し、他者との議論・批判的検討を通して、作成したマニフェストの内容を精緻化した(図2参照)。

これらの議論を通じた成果物については、①内容量(過不足なく相手に説明するための分量)、②合理性(効率的かつ無駄の最も少ない知見)、③実現可能性(現代の社会・経済状況において達成可能であること)、④独創性(他の班や一般的にみられない独自性・創造性)という観点から評価した。

以上のことから、社会学の知見を活用したグループワークについては、意見交換や討論を通して多様な思考にふれ、一つの結

論を導出することの難しさを実感させることができた。しかし、学生間でも背景となる知識量や思考力・判断力に偏りがあり、一部の学生の意見が強く反映されることが多かった。その場合、知識・理解そのものよりも、学生のもっている先入観・偏見・寛容さ等の心理的要素が意見に色濃く反映されていた。

また、学生は自らの思想・主張を支持する資料・データのみ収集する傾向にあり、異なる立場からの主張の背景にある資料・データと比較検討することに課題がみられた。

(芥川 祐征)

8. 公共哲学の知見を活用した実践事例

本授業実践については、2017(平成29)年11月3日に、新居浜高専の5年生全学科33名(男性32名・女性1名)を対象として、専門必修科目「技術者倫理」(1単位)における「リスク・マネジメント」の単元のうち、「リスク・マネジメントとリスク・コミュニケーション」というテーマで実施した(表8参照)。

この授業の目標として、①科学的な正しさと道徳的・政治的正しさとの違いを説明できること、②リスク・コミュニケーションの特徴とその場合の専門家の役割を説明できること、③災害時のリスクを想定したリスク・コミュニケーションを適切に行えることを設定した。それは、実際に学生が社会において直面するような正解のない無数の課題に対して、情報共有・対話・説得・譲歩・多数決といった政治的手続き過程を体験することが有効であると考えたからである。その場合、政治的手続き過程と技術者としての自らの役割を深く関連づけるよう配慮した。

【GWS】 政策マニフェストの作成と法令・政策案

学科【 C 】 組 総務(藤本) 幹事長(真鍋)

政策スローガン: ビビアとコミュニケーション

<p>【内閣府】担当大臣(藤本)委員</p> <p>政策目標: 政治の透明化</p> <p>① 選挙制度改革して多くの有権者に、投票の機会を創出し、投票のしやすさを確保し、行政の透明化を促進する。</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>	<p>【財務】担当大臣(藤本)委員</p> <p>政策目標: ビビアとコミュニケーション</p> <p>・選挙制度の透明化向上</p> <p>・総務省のデジタル化推進</p> <p>・選挙制度の改革</p> <p>・政治の透明化</p> <p>・選挙制度の改革</p> <p>・政治の透明化</p>	<p>選挙 GWS 相互評価シート</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>評価</th></tr> <tr><td>内容量</td><td>A</td></tr> <tr><td>合理性</td><td>A</td></tr> <tr><td>実現可能性</td><td>A</td></tr> <tr><td>独創性</td><td>A</td></tr> </table>	項目	評価	内容量	A	合理性	A	実現可能性	A	独創性	A
項目	評価											
内容量	A											
合理性	A											
実現可能性	A											
独創性	A											
<p>【外務】担当大臣(石川)委員</p> <p>政策目標: 日米関係の強化</p> <p>・安全保障問題に対して、慎重に判断する。住民に、不安を伝える必要はない。</p> <p>・外国人労働者を受け入れる。</p>	<p>【心臓】担当大臣(藤本)委員</p> <p>政策目標: 心臓の健康</p> <p>・心臓の健康を促進する。</p> <p>・心臓の健康を促進する。</p> <p>・心臓の健康を促進する。</p>	<p>【人事院】担当大臣(真鍋)委員</p> <p>政策目標: 中央官庁の改革</p> <p>・中央官庁の改革を推進する。</p> <p>・中央官庁の改革を推進する。</p> <p>・中央官庁の改革を推進する。</p>										
<p>【環境省】担当大臣(石川)委員</p> <p>政策目標: 大気汚染の防止と大気浄化</p> <p>・PM2.5の原因となる燃料の使用を削減する。</p> <p>・大気浄化のための取り組みを推進する。</p>	<p>【文部科学】担当大臣(藤本)委員</p> <p>政策目標: 教育の改革</p> <p>・教育の改革を推進する。</p> <p>・教育の改革を推進する。</p> <p>・教育の改革を推進する。</p>	<p>【法務】担当大臣(真鍋)委員</p> <p>政策目標: 犯罪の減少</p> <p>・犯罪の減少を促進する。</p> <p>・犯罪の減少を促進する。</p> <p>・犯罪の減少を促進する。</p>										

図2 グループワークにおける政策マニフェストの立案

表7 社会学の知見を活用した主権者教育の学習指導案（実施：芥川 祐征）

内訳	学生の学習内容	教員の指導	目標
導入 (15)	① 予備知識の確認 ・ 戦後日本の経済社会の変容過程と平成時代、既存の政党の政治思想とマニフェストの特徴 ② 資料・記録用紙の配布（本日の作業内容の確認） ・ 班分け、班長の決定、班番号の割り振り、司会・記録・発表・指定討論者（2名）の決定	口頭説明 班長に指示	(2)
展開 (155)	③ 各省庁の政策分野 ex) 人事院、復興庁、総務省、内閣府、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 ④ 班内での討論の実施・意見交換 ・ 簡単なアイスブレイク、司会の議事進行のもと客員が発表（記録） ・ 各政党（学科）の総裁（学科の代表）・幹事長（質疑応答・利害調整）の決定 ・ 各政党のスローガンの決定 ex) 「一人ひとりが平等な社会を実現する！」 ・ 各政党の重視する政策テーマを選択 ・ 各政党の政策担当委員の選択（総裁は内閣府、幹事長は財務委員を担当） ・ テーマごとの政策目標を全体で討議して決定、委員ごとに法令・政策案を立案・提出 ⑤ 班別発表 ・ 発表者による発表（相手の主張について必要に応じてメモをとらせる） ・ 相手の主張の根拠について意見・反論等 ・ 班員の合議により、発表した班の発表内容をA・B・C評価 ex) 内容量（過不足なく相手に説明するための分量） 合理性（効率的かつ無駄の最も少ない知見） 実現可能性（現代の社会・経済状況において達成可能であること） 独創性（他の班や一般的にみられない独自性・創造性）	解説 10分 各班13分 発表6分 質疑5分 評価1分	(1) (2) (3)
総括 (10)	⑥ まとめ ・ 今回の発表により各班から出された意見の集約・講評 ・ 国内外の研究動向と主要な論者の主張・検討課題を紹介 ・ 多様な意見の一つとして授業者の意見も紹介	口頭説明	

表8 哲学の知見を活用した主権者教育の学習指導案（実施：濱井 潤也）

内訳	学生の学習内容	教員の指導	目標
導入 (10)	① リスク・マネジメントとリスク・コミュニケーション ・ 他教員の授業（オムニバス形式）で出されたリスク・マネジメントの事例 → いずれの事例も一人で解決できるものではなく、多数の人々の間での協議、すなわちリスク・コミュニケーションが不可欠であることを気づかせる ・ 防災ゲームの中から問いを一つ出題（Yes/No形式+簡単な理由説明） → 同じ問いに対して意見・理由は複数存在（正解はないが決断は必要） 決定方法はおよそ多数決（政治的な性質）	数名指名 Yes/No別に 数名指名	(1) (2)
展開 (70)	② 防災ゲーム ・ 班ごと（6～7名）に防災ゲームのルールを配布（道具を配布する間に学生に読ませる） ・ 教員の指示の下で実際に防災ゲームを実施（学生にルールを体感させる） ・ 「プレイスタイル」は問わないが勝ちを目指すことを確認（各班でゲームを自由に行う） ・ 各グループ10問分ゲームを実施 ・ 自分の獲得ポイントとグループ内での順位を把握させる	適宜補足説明 積極的な参加 の促進	(3)
総括 (10)	③ まとめと課題の提示 ・ 防災ゲームの体験を通じて、実際に人々が直面した問題と、そこで行われるリスク・コミュニケーションの特徴について以下のようにまとめる (1) 科学的知識があれば正解を導ける問いばかりではない (2) しかし限られた時間で考え、決断しなければならない (3) 他者に伝えられない知識はもっていても意味がない (4) 自分の意見を通すには、協議で多数派になるしかない (5) 少数派の意見を無視することは新たなリスクに繋がる (6) 他者の意見を否定してばかりでは、合意形成は困難 ・ 課題を通じて自身のリスク・コミュニケーションをふり返り、その重要性和適切な方法について考察させる ④ 次時の説明 ・ 自分達とは全く異なる考え方もつ人たち（例：宗教的な考え方を重視する人たち等）とどのようにコミュニケーションを採るべきか？	スライド提示 「運・勘」は 分析ではない ことを注意	(1) (2)

対象となる学生については、一定の解が存在しない問題を考察することに苦手意識があり、知識の伝達作用は専門家の専権事項と考えている。また、自らの正当性のある主張を展開し、説得や譲歩によって合意を形成した経験がきわめて希薄である。

そこで、本授業実践を通して、誰もが直面するおそれのある災害時リスクの特徴を理解させるとともに、リスク・コミュニケーションが合意形成を目的とする政治的手続き過程であることを理解させる。その場合、防災ゲームを通してリスク・コミュニケーションを実際に体験し、対話の進行方式と専門家の役割について考察する (図3参照)。

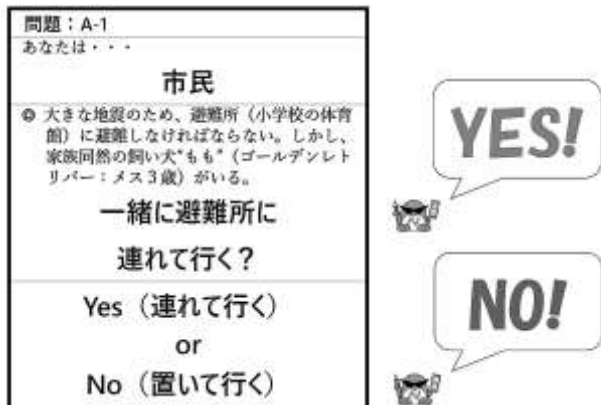


図3 リスク・コミュニケーションに関する授業資料

以上のことから、公共哲学の知見を活用したリスク・マネジメントとしてのリスク・コミュニケーションに関する授業については、ゲーム形式を採用したことによって、通常の授業方法で発言に困難を抱えている学生も積極的に参加することができた。特に、講義形式の授業では理解しにくい「科学的正しさと道徳的・政治的正しさ」の違いについて、多数の事例が示された。しかし、防災ゲームに参加する学生の参加・関与・相互作用の程度に差がみられたため、机間指導を活用した学習支援が必要であった。また、防災ゲームの結果分析については、課題の本旨に関する学生の理解が不徹底であり、明確な学習目標のもと作業内容を具体的に指示する必要があった。

(濱井 潤也)

9. 主権者教育の課題と今後の展望

本授業実践では、法的制約や制度的制約のない高専を対象として、人文・社会科学における各学問分野・領域の知見を活用し、主権者教育の授業を試行的に展開した。特に、主権者教育カリキュラムの開発における質保証のために、人文・社会科学における各学問領域・分野の知見から各授業を計画・実施し、「高専社会系教員集中公開授業研究会」において複数領域・分野の立場を総合して批判的に検討を加え、改善した点において独自性のある取り組みとなった。

そのため、社会的に急務とされる主権者教育の試行的な授業モデルを開発することができた。これらの授業については、授業前後の学生の変容から、教育的効果があったものと言える。

しかし、これらの実践は、高専という一部の学校種において有効性が示されたものであり、今後は他の学校種における授業実践と評価・改善を経て、一般化・精緻化する必要がある。また、主権者教育のさらなる水準の向上と全国的な展開のためには、教員のための研修計画、共有できる教材の開発、合理的・科学的な評価方法の開発も求められよう。

註

- (1) 新居浜高専の社会系教員グループは、すでに2008(平成20)年度から10年以上にわたってこの取組みを先行的に実施・継続している。
- (2) 文部科学省『学校基本調査』における附属資料のうち「学科系統分類表」を参照した。
- (3) 日本国憲法について、①自衛隊の目的・性格の明確化とシビリアン・コントロール(文民統制)の維持(第9条改正)、②緊急事態における国会議員の任期延長や政府への権限集中・私権制限(条文追加)、③行政区画・地勢等を総合的に勘案した合区解消と広域地方公共団体(都道府県)ごとの参議院議員選出(第47条改正)、④国が教育環境の整備を不断に推進すべき旨の規定(第26条3項新設)である。
- (4) 2011(平成23)年、教育支援コンソーシアム(Consortium for Renovating Education of the Future: CoREF)により提唱されたグループ学習の方法であり、資料読解について多様な特性をもつ構成員が担当箇所を読み、それをグループ内で共有するものである。
- (5) 総務省によれば、メディア・リテラシーとは、①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセス・活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力を意味し、教材も開発されている。
- (6) 地域史教育がもつ主権者教育的意義とその実践については、以下の研究成果を参照。鹿毛敏夫「地域史教育の実践的構成」全国社会科教育学会編『社会科研究』第46巻、1997。深澤智成「地域史教育論の構想」佐々木馨教授退官記念論文集『地域史と歴史教育』北海道出版企画センター、2012。

参考文献

- [1] 三宅一郎『投票行動』東京大学出版会、1989
- [2] アン・トムソン(斎藤浩文・小口裕史訳)『倫理のブラッシュアップ: 実践クリティカル・リーディング応用編』春秋社、2012。
- [3] 矢守克也ほか『防災ゲームで学ぶリスク・コミュニケーション』ナカニシヤ出版、2005
- [4] 矢守克也ほか『クロスロード・ネクスト 続: ゲームで学ぶリスク・コミュニケーション』ナカニシヤ出版、2009
- [5] 石川明・池田真朗・宮島司・安富潔・三上威彦・大森正仁・三木浩一・小山剛編『法学六法'17』信山社、2017
- [6] 『詳説日本史』山川出版社、2017
- [7] 「改訂版 高等学校現代社会」数研出版、2017
- [8] 「新版 最新現代社会資料集」第一学習社、2017
- [9] 「改訂版 高等学校倫理」第一学習社、2017
- [10] 「アプローチ倫理資料 PLUS」東京法令出版、2017

付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金挑戦的萌芽研究「高等専門学校における市民性育成のためのカリキュラム開発研究」(研究課題番号: 16K13591、2016~2018年度、研究代表者: 濱井潤也)の助成による研究成果の一部である。